

杉並区出産・子育て応援事業

出産応援ギフト及び妊婦のための支援給付FAQ

（流産・死産された方へ）

Q1 自分がどの対象になるか、何が貰えるかわかりません。

A 流産・死産をしたことが産科医療機関等で確認された日によって支給されるものが異なります。以下の表でご確認ください。

流産等をしたことが 産科医療機関等において 確認された日	申請時点の 出産応援 ギフト 受給状況	出産応援 ギフト	妊婦のための支援給付 (妊婦支援給付金)	
			妊娠1回に つき 5万円	胎児1人に つき 5万円
令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	受給済み	×	×	×
	未受給	○	×	×
令和7年4月1日以降	受給済み	×	×	○
	未受給	×	○	○

○：支給対象 ×：支給対象外

※出産応援ギフト及び妊婦支援給付金は複数の市区町村から二重に受けることはできないため、他自治体で受給済みの場合は対象外です。

Q2 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q3 外国籍は支給対象となりますか。

A 国籍に関係なく要件を満たせば支給対象となります。

出産応援ギフト・子育て応援ギフトについて

Q4 出産応援ギフト・子育て応援ギフトとはどのようなものですか。

A 出産育児用品等と交換できる専用カードを支給します。カードに記載された二次元コードから専用サイトにアクセスし、付与ポイントに応じてご希望の商品を選択し、申込みいただくものです。

杉並区出産・子育て応援事業は、国の「出産・子育て応援交付金」を活用し、東京都との広域域連携事業として実施します。ギフトの詳細は、『東京都出産・子育て応援事業ポイント交換サイト』からご覧いただけます。

『東京都出産・子育て応援事業ポイント交換サイト』<https://akachan-first.harmonick.co.jp/>

Q5 妊娠届出の際に出産応援ギフトを受け取り、その後流産（死産）しました。出産ギフトはそのまま使用できますか。返却は必要ですか。

A そのまま使用することができます。返却は不要です。

Q6 多胎児の流産（死産）の場合は、出産応援ギフトはどのように支給されますか。

A 妊婦1人につき1つ出産応援ギフトを支給します。

Q7 ゆりかご面接の際に、出生後の子育て応援ギフトの案内を受けました。流産（死産）した場合も子育て応援ギフトの対象になりますか。

A 対象になりません。なお、令和7年4月1日以降に流産（死産）を産科医療機関等で確認した場合は妊婦のための支援給付の対象になります。

Q8 妊娠届出後、ゆりかご面接を受ける前に流産（死産）しました。出産応援ギフトの対象になりますか。

A 令和6年4月1日から令和7年3月31日以前に流産（死産）を産科医療機関等で確認した場合は対象になります。なお、令和7年4月1日以降に流産（死産）を確認した場合は、出産応援ギフトではなく妊婦のための支援給付が対象になります。

Q9 妊娠届出前に流産（死産）しました。出産応援ギフトの対象になりますか。

A 対象になりません。なお、令和7年4月1日以降に流産（死産）を産科医療機関等で確認した場合は妊婦のための支援給付の対象になります。

Q10 令和7年3月31日以前に出生し、出生届け出をした子どもがその後亡くなった場合、子育て応援ギフトの対象になりますか。

A 届け出や住民登録の状況により対応が異なりますので、個別に担当にご相談ください。

Q11 受け取った出産子育て応援ギフトの専用カードを紛失しました。どうすればよいですか。

A 専用サイトでポイント登録済みであれば、そのままご利用いただけます。ポイントを未登録で、杉並区で受け取った専用カードを紛失された場合は、支給状況の照会のうえ再発行のお手続きのご案内をいたしますので杉並区の窓口（地域子育て支援課（☎5307-0786））にご連絡ください。他自治体で受け取った出産応援ギフトを紛失された場合は支給元の自治体にお問合せ下さい。

妊婦のための支援給付について

Q12 妊婦のための支援給付と妊婦支援給付金の違いは何ですか。

A 「妊婦のための支援給付」は給付の名称で、「妊婦支援給付金」は支給される給付金の名称です。

Q13 妊娠届出後に流産（死産）しました。妊婦のための支援給付の対象になりますか。

A 令和7年4月1日以降に産科医療機関等で流産（死産）を確認した場合は対象になります。

Q14 妊娠届出前に流産（死産）しました。妊婦のための支援給付の対象になりますか。

A 令和7年4月1日以降に産科医療機関等で流産（死産）を確認した場合は対象になります。ただし、妊娠していたことの事実確認が必要のため、申請の際に医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する資料（診断書等）の提出が必要です。

Q15 多胎児の流産（死産）の場合は、どのように支給されますか。

A 妊婦支援給付金は妊娠に対して5万円、子どもの数に応じて5万円支給します。そのため、双子の場合は「妊娠に対して5万円+子ども（胎児）1人につき5万円×2」の額が支給されます。

Q16 すでに出産応援ギフトを受け取り済みで、令和7年4月1日以降に産科医療機関等で流産（死産）を確認しました。妊婦支援給付金の支給はどうなりますか。

A 妊婦支援給金のうち、「妊娠に対して5万円」の部分は支給対象外です。「子どもの数に応じて5万円」は支給対象になりますので、支給手続きをしてください。また、受け取り済みの出産応援ギフトはそのままご利用いただくことができますのでご活用ください。

Q17 令和7年3月31日以前に産科医療機関等で流産（死産）を確認し、令和7年4月1日以降に申請の申出をした場合は妊婦のための支援給付の対象になりますか。

A 妊婦のための支援給付の対象になりません。出生日及び産科医療機関等で流産（死産）を確認した日を基準日として支給するものを判断します。このケースの場合、流産（死産）を確認した日は令和7年3月31日以前のため、出産応援ギフトが支給対象になります。

支給手続きについて

Q18 （流産・死産の場合）出産応援ギフトの支給を受けるにはどうすればよいですか。

A 申請用の書式をお送りしますので、担当（地域子育て支援課（☎5307-0786））までご連絡ください。

Q19 （流産・死産の場合）妊婦支援給付金の支給を受けるにはどうすればよいですか。

A ホームページの申請フォームから申請してください。郵送での申請を希望される場合は担当（地域子育て支援課（☎5307-0786））にご連絡ください。なお、妊娠届を提出する前に流産（死産）された方は妊娠の事実確認の資料の添付が必要になります。

Q20 （妊婦支援給付金）申請に必要な「妊娠の事実確認の資料」とは具体的に何ですか。

A 産科医療機関等の医師等による胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等を資料として確認します。産科医療機関等が発行する診断書等の他に、ホームページ掲載の「妊婦給付認定用診断書」の書式に医師等の署名を受けることで資料とすることもできます。

住所、転出入について

Q21 杉並区から他自治体へ転出しますが、対象になりますか。

A 出産応援ギフト及び妊婦支援給付金は、申請時点で杉並区に住民登録していることが支給要件です。申請時点ですでに杉並区から転出していた場合は杉並区では支給対象外になりますので、転出先自治体にお問合せください。

※出産応援ギフト・妊婦支援給付金は複数の市区町村から二重に受けることはできません。

Q22 流産（死産）した時点では杉並区に住民票がありましたが、現在は他自治体に住民票を置いています。対象になりますか。

A 出産応援ギフト及び妊婦支援給付金は、申請時点で杉並区に住民登録があることが支給要件です。すでに杉並区から転出している場合は杉並区では支給対象外になりますので、現在住民登録している自治体にお問合せください。

Q23 すでに流産（死産）しており、これから杉並区へ転入しますが、対象になりますか。

A 出産応援ギフト及び妊婦支援給付金は複数の市区町村から二重に受けることはできないため、他自治体で未受給の部分のみ杉並区で対象になります。流産（死産）を産科医療機関等で確認した日や転入日によってご案内が異なるため、担当（地域子育て支援課（☎5307-0786））にご連絡ください。

Q24 海外居住中に妊娠・流産（死産）して、その後杉並区に国外転入します。対象になりますか。

A 住民登録の状況や流産（死産）を確認した時期によって対応が異なります。個別に担当（地域子育て支援課（☎5307-0786））にご相談ください。

Q25 DVにより、杉並区に避難して生活しています。対象になりますか。

A 申請時点で住民登録がある自治体が支給するため、住民登録している自治体にお問い合わせください。

Q26 DVにより、杉並区外に避難して生活しています。住民票は杉並区のままですが、対象になりますか。

A DVにより他自治体に避難されている方は、杉並区の担当（地域子育て支援課（☎5307-0786））にお問合せください。